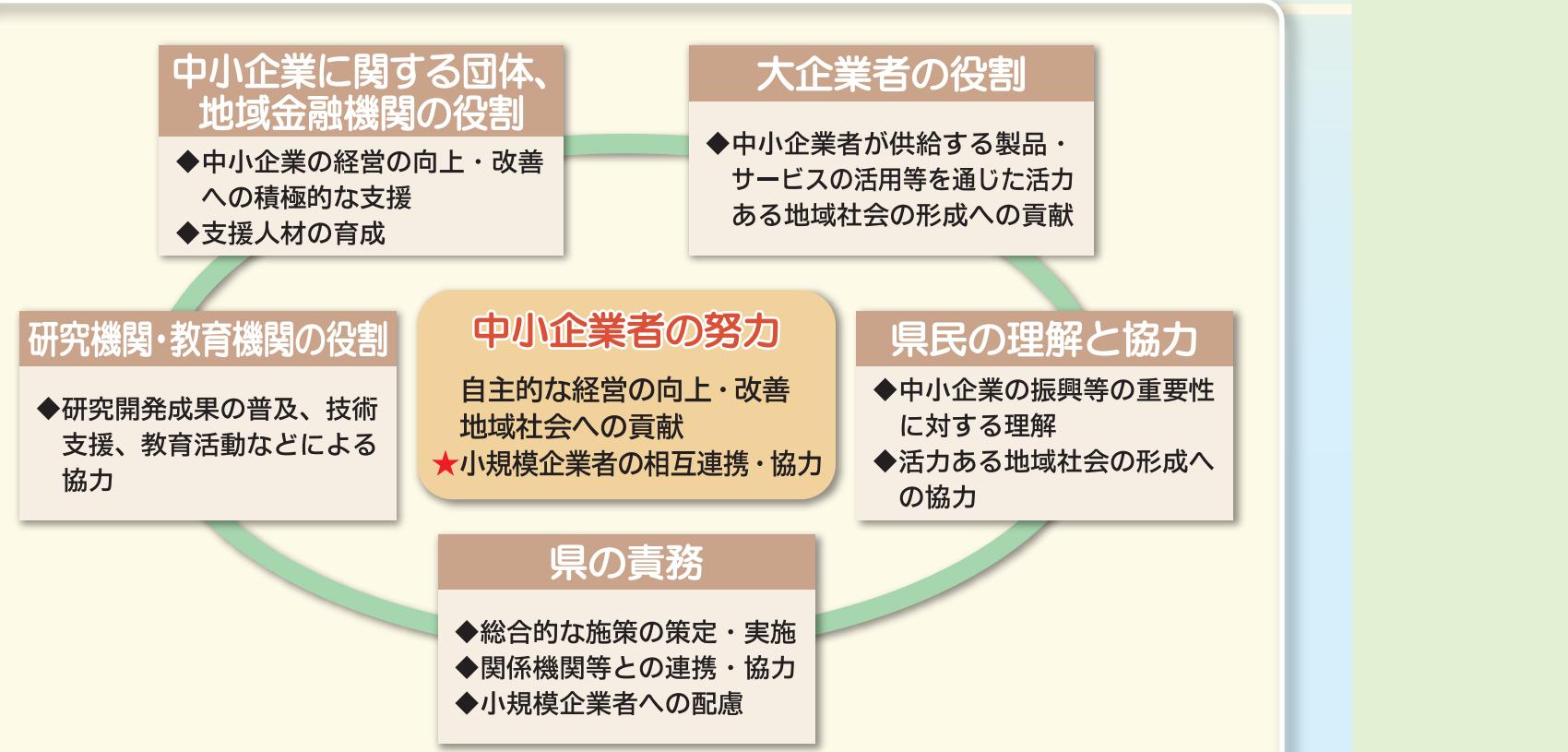


地域社会が一体となって中小企業を支援します。



あなたの役割は?

- **中小企業者の皆さん**は、
経済・社会環境の変化に対応した自主的な経営の向上・改善に努める。
事業活動を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努める。
★特に、小規模企業者にあっては、相互に連携・協力し、自ら小規模企業の持続的な発展に取り組むよう努める。
- **中小企業に関する団体・地域金融機関の皆さん**は、
中小企業者の取組みに対する積極的な支援に努める。
中小企業者を支援する人材の育成に努める。
- **研究機関・教育機関の皆さん**は、
研究開発成果の普及や技術支援、教育活動などを通じて、中小企業の振興等に協力するよう努める。
- **大企業者の皆さん**は、
自ら経営革新に取り組むとともに、県内中小企業の製品・サービスの利用等を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努める。
- **県民の皆さん**は、
中小企業の振興等が地域社会の発展、県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に協力するよう努める。
- **県**は、
中小企業の振興等に関する総合的な施策を策定し、実施します。
施策の実施にあたり、関係者の皆さんと連携・協力して取り組みます。
” 小規模企業者に対し、経営の状況に応じて必要な配慮を行います。

条例 第4条～第9条

県民の皆さんが将来へ夢と希望を持って
いきいきと働くことができる
富山県を目指します！



「富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例」
に関するお問い合わせは

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県商工労働部 経営支援課

TEL: 076-444-3247 FAX: 076-444-4402

ホームページ: http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/index.html

平成27年3月改正

中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例

どんな条例なの?

中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等を総合的に推進していくため、その基本理念、県の責務、関係者の役割、施策の基本となる事項などを規定している条例です。
中小企業の振興等に関する考え方や施策の方向性などを明らかにすることで、総合的・計画的に中小企業支援に取り組みます。

また、関係者がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力することで、地域社会が一体となって中小企業の皆さんを応援します。

なぜ必要な?

県内企業の大多数を占める中小企業は、これまで富山県経済の発展の原動力となり、その多様な事業活動を通じて地域社会へ大きく貢献しています。
近年、人口構造が変化し、国際化・情報化が進み、消費者ニーズが多様化する中で、中小企業には、様々な創意工夫を凝らし、経営のイノベーションを進めることができます。
このような中で、意欲ある中小企業を地域社会全体で育成し、本県産業の発展を担う人材を育成・確保することが重要な課題となっています。併せて、自立的で個性豊かな地域社会の形成において、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性も増しています。

この条例により、必要な支援を行うことで、中小企業の成長と地域経済の発展を促進し、県民の皆さんが将来へ夢と希望を持っていきいきと働くことができる富山県を目指します。



基本的な考え方

条例 第3条、第3条の2

1. 中小企業者の自主的な努力を促進することを基本とします。
2. 本県の多様な技術や優れた産業基盤、豊かな特産物、自然環境などの特色ある地域資源を十分に活用します。
3. 小規模企業者への配慮など、中小企業の経営規模や経営形態を勘案した施策を行います。
4. 意欲と能力に応じた多様な雇用の機会を確保し、中小企業のニーズに応じた人材の育成・確保を図ります。
5. 県、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者、県民が相互に連携・協力して推進します。
- ★ 6. 小規模企業者の地域の特色を生かした事業活動や創造的な事業活動に資する事業環境を整備します。
- ★ 7. 小規模企業者の地域における多様な主体との連携・協働を促進します。



*本パンフレットでは、小規模企業の持続的な発展の促進に関して新たに盛り込んだ内容に★マークを付けています。